

# 平成28年9月定例会 常任委員会

## 土木委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成28年10月6日(木)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 大場秀樹 宮本しづえ 西山尚利 今井久敏 宮下雅志 亀岡義尚 遠藤忠一 小桧山善継



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…28件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

## (10月 6日 (木))

宮本しづえ委員

今回、復興公営住宅買い取りの議案が出ている。毎回言っているが、(独)都市再生機構(以下UR)の買い取り価格がほかの県内業者からの買い取り価格と比較して非常に高いことを指摘せざるを得ない。UR側はどれぐらいかかるかわからないから少し高く見積もっておき、後で精算するとのこれまでの説明であった。今回もURで2件出ているが、全部1戸当たり4,000万円を超えている。URからの買い取りを前提に契約しているが、どこの住宅でどのような契約をしたか、既に精算されたものについては一覧を提出願う。余りにも違い過ぎる。ほかの業者と買い取り契約をしたものと比較できるように一覧があれば出してもらい、検討したい。その際にURがどこの事業者に建築を委託して工事が行われたか、実際につくった業者名もわかる資料の提出を願う。

矢吹貢一委員長

執行部に述べるが、ただいまの資料提出は可能か。

復興住宅担当課長

資料は準備できる。提出の要否については委員長に判断願う。

矢吹貢一委員長

いつ提出可能か。

復興住宅担当課長

議会閉会までに提出する。

矢吹貢一委員長

それでは後日事務局に提出してもらい、正副委員長で十分整理をして委員に配りたいが、よいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

矢吹貢一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

宮本しづえ委員

県営住宅の支援対象に葛尾村が入った。子ども被災者支援法に基づいて支援の対象を加えるといった文言を説明に加えてもらえる和我々は非常に理解しやすいので、今後は内容をもう少し丁寧に説明願う。

この支援の開始時期は6月12日と書いてあり、避難の解除時期と同じだと思うが、その時点で既に申し込みがあったのか、現在の申し込み状況がわかれば教えてほしい。

建築住宅課長

福島県県営住宅等条例の別表第3の規定を平成28年6月12日から適用することとしたのは、委員指摘のとおり、葛尾村の避難指示が解除された日に合わせたためである。この日から現在まで、葛尾村からの県営住宅への入居申し込みはなかった。

宮本しづえ委員

まだ申し込みがないとのことだが、解除からなのでそう扱うということだと思う。復興公営住宅の支援の中身は、子供のいる世帯を優先入居の対象にすることだけで、それ以外の被災者の復興公営住宅の入居申し込みは受け付けられないと解釈してよいか。

建築住宅課長

福島県県営住宅等条例第5条に入居者の資格等を定めているが、第5条第2項第9号に子ども被災者支援法に関連した対象者の定義がある。この方々は、通常第5条第1項で定めている条件の中から、同居親族やその同居親族が以前県営住宅で滞納しているかどうかなどの一部の条件が緩和される。この子ども被災者支援法の趣旨を考えると、通常は住宅を所有している者は原則として住宅困窮要件を満たさない扱いだが、対象地域内に住宅を所有している者も当該住宅を所有していないものとみなすことを優先的に取り扱う趣旨であるので、特に子供のいる世帯などに限ったことではなく、通常の世帯も対象となる。

宮本しづえ委員

避難指示解除準備区域を除く避難区域の方が復興公営住宅の申し込みができるのが基本的な考え方だったと思う。そうすると、避難が解除されたら、復興公営住宅は難しいがそれ以外の住宅なら申し込みできることになると思うが、その人たちが復興公営住宅に申し込むことはどのように扱うのか。この辺の関係をもう一度整理願う。

建築住宅課長

指摘のように、避難指示が解除された時点で、その地域の避難者は基本的には復興公営住宅の入居申し込みができなくなるので、その時点で申し込みを手を挙げていた人以外は復興公営住宅以外に今回用意した170戸の県営住宅に入ってもらうことになる。

宮本しづえ委員

理屈はそういうことになる。場所によっては避難解除が進むと実際には復興公営住宅に空きが出てくるのが当然考えられる。そこの調整はどの段階でどういう形でやるのか。

建築住宅課長

基本的には避難指示区域が全て解除されて、仮設住宅の期限が明確に示された段階で、どのように緩和するかについては、今後検討していく。

宮本しづえ委員

帰還困難区域はまだしばらく残るので、それも全部終わった段階でないと復興公営住宅への申し込みはできないということか。

建築住宅課長

基本的には委員指摘のとおりで、実際に復興公営住宅で長期の避難生活をしようとする方々がいる以上は、それ以外の一般の方々を入れるのは考えにくい。

宮本しづえ委員

土70ページ、不動産の取得の一部変更について、これは買い取り価格の変更だと思うが、かなり大幅な変更となっている。単純計算で変更前は1戸当たり約2,200万円台、それが2,900万円台になっている。1戸当たり700万円の変更は非常に大きいですが、計画の変更理由を聞く。

復興住宅担当課長

議案第42号不動産の取得の一部変更、白坂団地の変更内容についてである。6月定例会時点においては、外構計画が近隣住民と調整中であった。具体的には、既存の桜並木を残してほしいとの要望が近隣からあり、車の進入口や敷地内通路について検討していた。このため、6月定例会時点においては外構工事に係る費用一式を計上しておらず、今般近隣住民との調整が整ったことから、外構工事相当分を増額する。内容としては、主に敷地内通路の整備や近隣団地における生け垣に関する協定に準じた植栽整備などの増額になる。

宮本しづえ委員

外構工事も含めて一式事業者がやるということで、それが増額の理由であることを確認する。

宮下雅志委員

今般県北地方振興局で、領収書の偽造によりサポート事業の補助金が3年間不正に受給された案件があり、これには愕然とした。これは県政全般にわたる課題であると感じている。もちろん土木部でもそういった補助交付関係があると思うが、これを受け、どのような対応をしているのか。

部参事兼土木総務課長

県北地方振興局の事案を受け、土木部でも補助事業の審査について部内の調査を実施した。

具体的には、交付相手先が市町村以外の比較的小規模な団体や個人を対象とする補助金について、事業実績を確認する

に当たり、要綱等に規定されている書類以外で確認しているものがあるかどうか、また、その審査の実効性をより高めるためにとっている手法などについて確認した。結果については現在取りまとめ中である。

要綱等に基づく事務手続がしっかりなされることはもちろんであるが、組織的、複層的なチェック体制の確保や、必要に応じて現地確認などを行いながら、交付決定の内容に適合しているか、補助事業の目的に照らして不自然なものがないかをチェックしながら、今後とも適正な事務執行に努めていく。

#### 宮下雅志委員

しばらくきちんと見なくてはならないと思うが、ただ、今話を聞くと、膨大な量の仕事が今後各部にかかってくると感じる。そのような中で、専門的な視点等も含めて必要になってくると感じているが、平成27年度の土木の技術職の採用が最初の試験では定員に満たず、2回行ったとのことである。民間需要がかなり増大している、あるいは2020年オリンピックに向けてかなり大規模な公共事業が全国的に計画されている中で、これから土木の技術職の人材確保が非常に大きな課題になっていく。そこで、今年度の採用状況と今後の人材確保の取り組みについて聞く。

#### 部参事兼土木総務課長

委員指摘のとおり土木職の大卒程度に限ると、昨年度は25名の募集人数に対して15人しか確保できなかった。今年度も試験は既に終わっており、これも大卒程度に限るが、19名の募集人数に対し、最終合格者は20名で、名簿の段階では今のところ確保できている。

取り組みとしては、大学生が自分の進路を考えるのが大体3年生の秋口であるため、その段階で、県の土木職である大学のOBをその大学に派遣し、土木職としての魅力ややりがいなどを早い段階で話してもらったり、募集の段階で行う大学回りの訪問先数をこれまでよりふやしたりした。また、ことし初めて試験会場を東京都内に設け、首都圏向けのPRなども行っており、今後ともそういったPR活動に努めていきたい。

#### 宮下雅志委員

本県は今災害復旧・復興で大変厳しい状況にあるが、そういった人材の確保は非常に重要だと思うのでぜひ取り組みを強化願う。

先ほども話があった領収書等の確認も含め、この間相双建設事務所へ行ったときに、仕事量がふえる中で人員が減少傾向にある大変苛酷な状況で仕事をしていると感じた。

そのような中で、他部局の話であるが、出先の若い真面目な職員が仕事を抱えている。民間の許可申請などいろいろな業務の中で、仕事を抱える余りおくれが出ていたのではないかと、前はもっと早くできていたのではないかなどの指摘を県民から受けるケースがある。あるいはその関連業者から福島県は少しおかしいのではないかとまで言われる状況もあると私は認識している。

そういう中で土木部のビジョン、組織運営の視点の中で、組織機構上の問題もあるとは思いますが、学習する組織づくりということで組織を通してしっかりとサポート体制をつくっていく、職員が孤立しない形でやっていくこと、そして何よりも個人の資質の向上、人材育成という観点が非常に重要であると感じている。

新規採用や部署が入れかわったり、仕事の内容が変わったような時点で、きちんとした人材育成という観点からの取り組みが必要だと思うが、今その辺はどのような形で進めているのか。

#### 技術管理課長

土木部においては、初任技術者の技術力向上を目指し、5月に前期、10月に後期の初任技術者研修を実施している。その他、システム関係の積算についても3日間の研修を行っている。技術職の若手職員に関しては、職場で孤立しないよう

に業務内容によって指導する先輩職員をつけ、一緒に仕事をしていく複数監督員制度をとっている。

土木部としては技術力の向上に取り組んでいるが、そのほかの公務員としての資質の向上については、総務部において自治研修センターで職員研修を実施している。こちらも前期、後期ともに5日間かけて実施し、県職員として事務手続がスムーズにできるように、また、公務員としてのモラルを守ること等の資質向上に当たっている。

今後とも総務部と土木部で連携し、若手職員の技術力及び資質の向上に努めていく。

#### 宮下雅志委員

総務部を見たときに、若い人に対して1人ずつサポートする職員をつけていく制度があったかと思うが、サポートする側の人も仕事を持っていて、若い人の指導でもまた手間がかかってと、サポートする側の人がまた大変な職務になることもあると思う。ぜひ今述べたようにグループやチームの力をしっかりとつくり上げて、サポートする側の人もサポートできる体制づくりへしっかりと取り組んでもらえれば、孤立することなく業務がスムーズにいくと考える。大変な時期だけに余計にそういった感じがするので、ぜひその辺を対応願う。

#### 今井久敏委員

復興公営住宅に関して、ぜひ善処してほしいとの思いで聞く。

これは本庁でもわかっていることで、県中建設事務所に大変尽力してもらっている内容であるが、復興公営住宅の富田第1～3号棟がある。できたばかりで皆喜んで入っているが、住宅のつくりが何ともお粗末で、この前大雨が降ったら、花壇の水が何日もはけずに、隣接の住宅に住む避難者のところは畳にカビが生えてしまい、えらいことになった。これがフェイスブックに載ったためわかったが、友達の町会長であったため、何とかしてほしいという話になった。ぜひ見てほしいと県中建設事務所の何人かに来てもらったが、第1～3号棟のほとんどのところに水たまりができてしまっていた。

こういう話はあってはいけないのではないかと。今、県住生活基本計画の説明があった。スピードアップして一生懸命つくって皆大変喜んでいますが、どうもここはうまくいっておらず、快適な生活には少し遠い部分がある。こういう教訓をきちんと生かしてほしいと、私は今までもエレベーターの配置の部分などいろいろなことを何回も言ってきた。これはどのように捉えたらよいのか。こういう情報は聞いているか。

#### 復興住宅担当課長

復興公営住宅の建築的なふぐあいへの対応は、指定管理者や各建設事務所が行っているが、当課においても報告があれば、各建設事務所につなぐなど連携して対応している。

また、ふぐあいの対応状況については、当課から定期的に各建設事務所に照会し情報を共有している。委員指摘の富田第1～3号棟については、苦情が建設事務所には伝わっていたものの、そこから我々に上がっていなかったケースも見受けられたため、今後は連携を密にして、情報共有を徹底していきたい。

#### 今井久敏委員

建設事務所できちんと整備してくれればよいが、必ず金がないとなる。それは金がない話ではなく、早急にやらなくてはならない事案であると強く感じる。つくったばかりで住宅にカビがはえてしまっているのだから、クレームでなくふぐあいである。付随するコンクリート部分と砂地の部分でどろどろになり大変な状況になっているなど、全体として水はけが非常に悪い。水が集合住宅側の床のほうに全部たまってしまいう状況もあるので、そこは早急に対応できるよう予算措置も含めてぜひやるべきではないか。環境をよくするために花壇をつくったが、それがあだになっているのでは、かえっておかしな話になってしまうので、ぜひそれは次の政策、住宅に反映してほしい。これは要望である。

もう一つ、安部議員が本会議で水害などの災害対策でタイムラインの話をした。タイムラインに関しては今試行中であ

るため少し詳しく、その辺を説明願う。

#### 土木企画課長

タイムラインとは、災害が発生することを前提に、防災に関係する機関が連携し、災害時に発生する状況をあらかじめ想定した上で、いつ誰が何をするかを時系列に整理した計画である。

これは既に国土交通省で全国的に導入を進めているが、きのう部長が答弁した土木部におけるタイムラインとは、まず市町村や国などの関係は除き、県土木部内部において、我々が災害時に何をすべきかを改めて時系列的に整理し、つくり上げたものである。現在、素案を作成し、実際の台風等の災害時にそれに基づいた防災行動をしてみて、ふぐあいがいいのか検証を進めている。

具体的な防災行動とは、道路パトロールが挙げられるが、台風が来る以前に危ないところをチェックしたり、雨の降り始めや降り終わった後に段階的に行うものがあり、これらを適時的確に行うために、どの時点でどのようなパトロールをするかや非常に重要な災害時の行動である河川の水位情報の市町村への伝達をいつ、どのような形で行うかなどを時系列に整理したものがタイムラインである。

#### 今井久敏委員

大変有用だということで国土交通省も全国的に展開しようとしている部分もあるし、阿武隈川に関してはそういう考え方が既に整っている。あとは市町村、県といった自治体管理の河川に大いに展開しようとしている部分である。今説明のあった部分の実質的な運用はいつごろを目指しているか。

#### 土木企画課長

試行を今年度から始めた。今まで台風が3つほど来る中で実際に検証したが、ことしの台風に関しては、特別警報が出る大規模なものではなかったため、もう少しいろいろなパターンの台風で検証する必要がある。できるだけ早期に運用開始を図りたいが、当面は毎年度発生するさまざまな台風の中で、問題点をできるだけ解決した上で運用開始を図っていく。

#### 今井久敏委員

中間貯蔵施設の話が議場でも何回も出て、そのための道路の管理という話に必ずなり、それは支障のないようしっかり管理していくとの話になる。

例えば穴があいたりといった状況が高速でわかるマイクロ波を使ったものや、最近では富士通（株）が開発したスマートフォンで読み取りができるシステムなど、さまざまなものが展開され多くの自治体を使い始めている。寿命を延ばすことも当然あると思うが、危険箇所をしっかり先に把握して、中間貯蔵施設も含め大型車両がどんどん行き交うところを支障のないように調べていくことも、道路の管理をする上では非常に大事な要素ではないかと以前に知事要望でも訴えた。

県としては今どのような管理をしているか。また、私が今述べたことについてはどのような認識を持っているか。

#### 道路管理課長

現在、道路パトロールを中心に日常的に路面の管理をしている。のり面や橋梁トンネルについては長寿命化計画をつくり、計画的に点検し、補修を進めている。

I T技術や空洞調査の技術については、まず、富士通（株）のシステムを拝見した。道路の損傷ぐあいが色分けされて非常に見やすくなっており、予防的な対応に有効と考えるが、類似のシステムもあるため、実証しながら比較し検討していく。

空洞については、郡山市で実際に導入しているが、費用が若干かかったとのことで、県としては費用対効果の面もある

ため、道路パトロールで早期発見に努め、事故の未然防止に努めていく。

今井久敏委員

さまざまなIT技術が発達しているので、しっかり取り込みながら、道路についてぜひ事前の整備及び管理を願う。要望である。

宮本しづえ委員

今井委員からも災害対策のタイムラインの話があった。

岩手県のグループホームの災害があったが、結局どういう避難指示を出すかは市町村長の判断になる。大きな災害のときに市町村長がどういう判断をするかは、本当に厳しい判断が求められるので、そのためにはしっかりした情報提供が必要である。そういう大きな情報を持っている、あるいは判断できる専門的な人たちがある国や県がどのように市町村を支援していくかの連携がすごく大事であると思う。タイムラインの誰がいつ何をするかはこれから検討していくとのことで、重要な取り組みだと思うが、大きな災害があり、避難指示を出すか出さないかというときに、県や国に対して市町村からはどういう相談、判断が求められ、どのような状況となるのか。

土木企画課長

県や国がどのような場合に、市町村が避難を判断する際のアドバイスをするかについては、このタイムラインの防災行動計画では、例えばこれは气象台からもいくが、土砂災害警戒情報が出された場合には、県からも市町村に情報提供することになっている。また、河川が避難判断水位と呼ばれる危険な水位に達した場合は、各出先機関から市町村の建設や防災担当部局に知らせることになっている。その中で、河川や土砂災害の状況などを加えて、市町村の方々へ情報提供をしているが、なかなかトップの方の判断が難しい場合がある。

そこで、今回の鬼怒川のような災害の際によりよい判断ができるように、国、県、市がどのような形で情報を出し合っでその判断を助けるかを全国的に国が音頭をとって今議論している。

宮本しづえ委員

有効な協議をし、市町村任せにならない形で県や国が支援できるシステムをぜひつくってもらいたい。先日、災害に関する専門家が、市町村任せでよいのかという意見を総括していた番組があり、本当にそのとおりでと思うので、ぜひ有効な対策を願う。

先ほど、住基本計画改定の特徴について説明があった。公営住宅の供給の絶対量をどう設定するかがやはり大事な問題であると思う。特に低所得層の若い人たちの住宅対策は県としても当然考える課題ではないかと代表質問でも述べたが、高齢者やその他の人たちのことがあるため、若い人まで対応するのは難しいとの答弁であった。絶対量の問題があるから若い人に対応できないのだと思う。今、結婚せずに親と一緒に住む独立できない若い人たちが6～7割いる状態で、結婚して子育てして人口をふやすなど無理である。人口増対策を住宅の面からどのようにしていくかは、県として非常に重要な課題である。若い人を公営住宅に入れるのは難しいと言っているようでは人口増につながらないし、県として本気ではないと見られても仕方がない。

若い人の半分が非正規雇用で年収200万円以下と言われる状況で、民間の月額4万円、5万円、6万円などというアパートに入れと言っても絶対無理である。そういう人たちが結婚して子育てして希望を持って何とか新しい生活を踏み出せるかというの難しい。だからこそ、住宅の面で若い人をどう支援するかを考えていくべきと思う。この点について、もっと真剣に検討すべきだったのではないかと。計画に当たってどのような検討がされたのか。そういう意見はパブリックコメントでは出なかったのか。

#### 建築住宅課長

住生活基本計画での1万6,000戸の供給量の推計に関しては、県内の世帯の収入や今住んでいる住宅の規模をクロス集計し、収入の面と住宅の規模の面で救わなければならない世帯数を住宅統計調査の結果をもとに推計し、今回の公営住宅の量を設定した。

若い人に関しては、障がい者等の一部の人には単身入居を認めているが、住宅量に限りがあり、今の状況ですぐに公営住宅量をふやしていくのはなかなか難しく、若年の単身入居よりもっと先に救わなければならない困窮者を優先するため、従来どおりとの考え方に至った。

なお、そういったセーフティーネットに関して、今国では、民間賃貸住宅の空き家を活用した家賃対策に関する制度の組み立ての検討が開始された。県としてもそういった国の動向をきちんと注視しながら、若年単身者に対してどのような対応をしていくかを今後検討していく。

#### 宮本しづえ委員

国の空き家対策に対する家賃補助の枠組みをこれから検討するとのことなので、その部分はぜひ積極的に取り込んでもらいたい。

いずれにしても、県として公的に住宅にどう責任を負って若い人たちの生活が成り立つようにするのか、本県の人口増に住宅の分野でどのように貢献していくのかの政策判断が本当は必要だったと思うので、今後はそういう取り組みをぜひ積極的に進めてもらいたい。

新しい供給目標に、高齢者向けの住宅3,600戸とあるが、この中にはサ高住（サービスつき高齢者向け住宅）も含まれるのか。

#### 建築住宅課長

高齢者への優先入居と高齢者に限定したサポート住宅とを合わせた形で、10年間で3,600戸を考えている。

#### 宮本しづえ委員

これは公営住宅だけの話か。

#### 建築住宅課長

さきの答弁は誤りで、3,600戸は、あくまでも公営住宅の中で、優先入居として高齢者に提供していく数である。

#### 宮本しづえ委員

最近、高齢者の行き場がなく、介護保険も要介護3以上でないところにも入れないこともあり、サービスつき高齢者向け住宅の利用がどんどんふえてきている。ただ、これはすごく入居費用が高く、月15、16万円ぐらい出さないと難しい。入居費用だけで見ればそうではないが、そこで生活するためには当然サービスが必要であり、介護サービスを合わせるとそれぐらいになってしまうとのことなので、サ高住ができて高ねの花という高齢者も少なくない。そのため、今話があったように公営住宅で優先入居というのは大事だと思う。

福島市の春日町や南沢又の市営住宅もそうだったと思うが、前に、シルバーハウジングというやり方で、公営住宅にデイサービスの機能を併設してつくっていた。サ高住が出てきたら、公営住宅でシルバーハウジングという考え方そのものが、余り進んでいないのではないかと。公営住宅にあのような機能を持たせることは入居者にとっても利便性が高く、非常に有効な対策と思っているが、このような積極的な高齢者対策は、計画にはどう位置づけられているのか。



#### 建築住宅課長

シルバーハウジングプロジェクトについては、公営住宅の集会所等の中にライフサポートアドバイザーが駐在し、一緒に高齢者の見守り等を実施していくなど国の補助事業として今から30年ほど前に、福島市や郡山市で実施された。

基本的な考え方として、高齢者に対する福祉政策と住宅政策を一緒に行うためには、より福祉政策と住宅政策を一体的に行える市町村が事業主体となる。例えば県営住宅にそういった施設だけをつくって、ソフト部分を市町村が行うことはなかなか運営がしづらいため、ハードとソフトが一体となる高齢者対策は、今まで市町村が事業主体となって整備を進める方針のもとで行ってきた。

高齢者対策は、確かに非常に重要になってくるので、今1万6,000戸という総数は決めたが、今後、市町村と県の役割分担や県がどのぐらいの戸数を整備するかなどを、公営住宅の長寿命化計画の中で検討していくので、その中でさらに検討を深めていく。

#### 宮本しづえ委員

確かに市町村のほうがやりやすい面はあるが、そこに併設されたデイサービス事業は実際には法人等に委託しているので、どうつくるかであると思う。

シルバーハウジングのよいところは、建築の仕様の段階で、例えば高齢者が水道を1、2日間使っていないのを感じし、何か起きているのではないかとそこに点検しに行くといったものを組み合わせた設計となっているところである。単に高齢者が優先的に入れるだけではなく、高齢者向けの住宅をどんどんつくっていく中で、そういう機能を付加していくことを検討したらよいと思うが、どうか。

#### 建築住宅課長

今回の計画では、重点項目の5番目に、高齢者が自立して暮らすことのできる居住環境の形成を定めた。その中に地域包括ケアシステムの構築の促進や高齢者等に対応した住宅改修といったものがあるので、この高齢者等に対応した住宅改修の中でそういった設備に関してどれだけ対応できるかを検討していく。

独居老人等に関しては、現在も指定管理者が月1回見回りを実施する体制で指定管理者と管理人が一緒になってソフトの部分でもやっており、ソフト、ハード両面で高齢者を支える公営住宅を目指していく。

#### 宮本しづえ委員

指定管理者への委託にそこまで入っていると解釈してよいか。どのような積算で管理委託しているのか。例えばこの区域の県営住宅には単身の高齢者が何人いて、それに対して月何回の見守りがあって、人的な体制も含めてきちんと積算に入っている契約なのか。

#### 建築住宅課長

委員指摘のとおり、指定管理者が月1回独居老人の世帯を回って、安否確認をするための人件費もきちんと組み入れた契約になっている。

#### 西山尚利委員

水害時の情報伝達について聞く。台風10号だったと思うが、岩手県岩泉町が被害を受け、少しそれていけば福島県がと非常に怖い思いがする。そういった思いを込め、恐らくきのう部長が人命を守ることを最優先と本会議で答弁したと思う。

土木部においては、非常に厳しい水害のハザードマップをつくって市民、県民に周知している。そういう思いがあって

つくって、そういった場面になったときに本当に情報伝達できるかが一番大事であると思う。勇気を持った積極的な情報伝達を我々県民は望んでいるが、その辺について意見を聞く。

#### 土木企画課長

非常に大きな災害の場合にどのような形で避難を確保するかであるが、災害発生前の事前準備として、ハザードマップにより水害時に危険な地域を示してあらかじめ避難行動計画を練ってもらっている。しかし、災害発生時には、情報が飛び交い、マスコミからの問い合わせも多く現場が非常に混乱するため、できるだけそのときにやるべきことを抜けないようにとの目的で土木部としてもタイムラインを作成した。

先ほどの宮本委員の質問にもあったが、市町村が我々からの情報を受けて避難がきちんと確保できるかという問題を解決するのに有効な策が市町村のタイムラインである。市町村が住民避難に向けて事前にどのような段取りを決め、そのような状況になったときに遅滞なく行動に移せるかを定める市町村のタイムラインは、まさに重要な取り組みだと思っている。我々が正確な情報を出すのは当然であり、事前にハザードマップのような避難計画を策定する資料を作成することも必要である。さらに加えるならば、市町村がタイムラインを策定しようとする場合、その指導には主に危機管理部が当たっているが、我々河川を初めとする公共土木施設を管理する立場からも、市町村のタイムラインの策定が実態に沿って行われるようさまざまな助言をすることが、委員指摘の避難の確保につながると考える。

#### 宮本しづえ委員

福島インバウンド復興対策事業で、道の駅に案内板をつくったり、トイレの改修をしたりという事業が予算にも含まれている。道の駅の事業は基本的に市町村の事業だと思うが、県はどのようにかかわるのか。

また、県北の国見町で今道の駅の整備が進んでいる。この道の駅の建設にかかわって、既に入札が終わった後で設計が変更された。住民は事業費も当然変わるだろうと考えていたが、そういうものは何も議会に諮られないままにそのまま事業が進行している。こういう道の駅の設計変更も含めて、県はどのようにかかわるのか。そういう今の事態について県は承知しているか。

#### 道路整備課長

道の駅には、一体型と単独型がある。

一体型は道路管理者と道の駅を設置する市町村等と一緒に、道の駅をつくっていく。

単独型は道路管理者は入らずに、地域振興等の目的で市町村が単独で設置する道の駅である。

我々が関与していくことになれば、一体型の道の駅での関与がメインになる。委員の指摘は地域振興施設の部分を指していると思うが、それは市町村が単独で設置し、我々は道路管理者としてトイレと駐車場をその施設に合わせてつくる。質問にあった施設の変更に関しては、道の駅の地域振興施設をつくる市町村での判断になり、道路管理者がそこに携わることはない。

国見町の道の駅は国道4号に設置されるため、国見町と国道を管理している福島河川国道事務所で構想し設置しているので、我々には一切情報がない。

#### 大場秀樹委員

J R福島駅東口の整備について、先般福島市長の会見で、れんがの特色あるまちづくりや商店街から要望があったアーケード撤去など福島市に関する報道がさまざまなされたが、県の道路の事業規模や内容、見直しなどは余り報道されなかったため、内容を聞く。

#### まちづくり推進課長

福島駅前通りの整備については、道路が県道であるため、道路自体の改修等は県が行う予定である。この改修は、大分前から段差がある、歩きにくい、その他いろいろな問題が指摘されており、平成26年に基本的な整備方針を定めた。歩行者優先や車道幅員の見直し、段差の解消といった内容としており、地域の方々と市と県で決めたレトロモダンのれんが調という全体のイメージに合わせて、県道についてもこれから車道と歩道の部分の本格的な工事を実施すべく、9月に2カ年債務で工事を契約した。沿道利用もあるので、できるだけ工事による影響を少なくし、商店街が実施するアーケード撤去に合わせて工程調整等を行いながら、できるだけ早く終了したい。

#### 宮下雅志委員

今年度、総合計画の重点プロジェクトの一つである新産業創造プロジェクトの中で、県有建築物省CO<sub>2</sub>推進事業が新規事業として示されている。これは温暖化対策や再生可能エネルギー導入を県の建築物が率先して導入し、実施していくとのことであるが、今年度省エネ対策や再生エネルギー導入目標水準の整備指針を策定することになっており、この整備指針の方向性は、今のところどのような形で進んでいるのか。

#### 営繕課長

今年度策定することとしている県有建築物省CO<sub>2</sub>推進事業であるが、現在作業としては、エネルギー使用を一層削減できるように、断熱材や窓ガラス、空気調和設備等の使用を検討している。この使用の検討に当たり、震災以降に建設した県有建築物の中で、事務所や学校ベースに、気象条件が異なる県内の3地域ごとに建物の設計条件を変えて、省エネルギーの効果や整備費用の算出シミュレーション作業を行っている。このシミュレーション作業をもとにして、省エネ対策及び再生可能エネルギーの導入目標水準について庁内の関係各課と協議し、年度内に整備指針を策定すべく現在取り組んでいる。

#### 宮下雅志委員

県の建物は非常に目立つので、そこできちんとこういう形で県の方針を示すことは非常に重要だと思う。その後、建築物を整備し、市町村や民間への普及を図っていくとのことで、今回新エネ社会構想が新たに設定されたが、それとの連携、連動についてはどうか。

#### 営繕課長

新エネや省エネとの連携については、指針策定に当たり、先ほど関係課と答弁した環境共生課、エネルギー課などと連携し、協議していく。また、策定した指針については、委員指摘のとおり、県内の市町村や民間施設等に普及を図っていく。

#### 宮下雅志委員

再生可能エネルギーの導入は今継続して実施しているとのことであるが、売電に関して、系統接続がつかずいたことがあって、一旦少し足踏みしたような形になっている。自分たちで使うほうにシフトしていくべきと私は常々述べてきたので、県が率先してみずからつくってみずから使うこと、そして並行して省エネ対策をしっかりとやっていくことで、県内全域に県の思いを伝えられるようぜひ頑張ってもらいたい。